

業務用厨房パッケージ契約 (選択約款)

【お詫びと訂正】

令和3年2月25日より西部ガスホームページで公開しておりました本約款の料金の記載に誤植（旧消費税率での税込単価を表示）があることが判明いたしました。心よりお詫び申し上げますとともに、謹んで訂正させていただきます。

令和3年3月23日 西部ガス株式会社・西部ガス佐世保株式会社

令和3年4月1日実施

西部ガス佐世保株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. この選択約款の変更	1
4. 契約の締結	1
5. 名義の変更	2
6. 料金	2
7. 調整単位料金	2
8. 解約及び精算	2
9. その他	3
付則	4
1. 実施の期日	4
（別表）	5
1. 厨房機器として適用対象とするもの	5
2. 料金及び消費税等相当額の算定方法	5
3. 料金表	5

1. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。その他、特に定める場合を除き、一般ガス供給約款と同じ意味を有するものといたします。

用語	定義
「厨房機器」	エネルギー源としてガスを使用する調理用機器をいいます。

2. 適用条件

この選択約款の適用条件は、一般ガス供給約款の適用が可能であることを前提として、以下のとおりといたします。適用条件を満たしていない場合には、この選択約款に基づくガス需給契約を締結することはできません。

- (1) 消費機器の全定格入力が50キロワット以上であること。
- (2) 別表1に定める厨房機器のうち第1群から第4群までの全ての機器群について、それぞれ1台以上の消費機器を設置し使用すること。
- (3) 当社が(1)、(2)の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。

3. この選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他供給条件は、変更後の選択約款によります。変更の手続きは、一般ガス供給約款を変更する場合に準じます。

4. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾の上、需要場所ごとに所定の申込書を用いて当社に使用を申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に基づくガス需給契約は、当社が(1)の申し込みを承諾したときに成立いたします。なお、当社は、一般ガス供給約款(7. 承諾の条件)における承諾できない事由に該当する場合には申し込みを承諾できないことがあります。
- (3) 契約期間は、次の期間といたします。
 - ① この選択約款に基づくガス需給契約によるガスの使用開始日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ② 契約期間満了日までにお客さまから解約の申し込みがない場合は、この選択約款に基づくガス需給契約は、同一条件で更新されるものといたします。更新後の有効期間は更新前の契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の定例検針日までとし、その後も同様といたします。

- (4) 当社は、この選択約款又は他の約款（一般ガス供給約款を除きます。）に基づくガス需給契約を契約期間又は最低利用期間の満了前に解約されたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款に基づくガスの使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去のこの選択約款又は他の約款に基づくガス需給契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) お客さまが契約期間満了前にこの選択約款に基づくガス需給契約を解約し、同一需要場所で新たに当社に対して他の約款（一般ガス供給約款を除きます。）に基づくガスの使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去のこの選択約款に基づくガス需給契約の解約の日から1年に満たない場合には、当該申し込みを承諾できないことがあります。ただし、当該申し込みが、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

5. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの選択約款に基づくガス需給契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの選択約款に基づくガス需給契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

6. 料金

- (1) 当社は、別表2に基づき料金を算定いたします。
- (2) お客さまの都合によりこの選択約款に基づくガス需給契約が契約期間中に解約された場合、又はお客さまに起因してガスの使用を一時停止した場合には、その月の基本料金は(1)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(1)に基づいて算定いたします。8(1)又は8(2)のお客さまの契約違反により当社がこの選択約款に基づくガス需給契約を解約した場合も同様といたします。
- (3) その他は、一般ガス供給約款に準じます。

7. 調整単位料金

当社は、一般ガス供給約款に準じて調整単位料金を算定いたします。基準単位料金は、別表3に定める基準単位料金といたします。

8. 解約及び精算

- (1) お客さまが2に定める適用条件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、お客さまが2に定める適用条件を満たさなくなった場合は、当社はこの選択約款に基づくガス需給契約を解約することがあります。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものいたします。

- (3) (1) 又は (2) により当社がこの選択約款に基づくガス需給契約を解約した場合、当社は解約日以降、一般ガス供給約款を適用することがあります。
- (4) お客さまがこの選択約款に基づくガス需給契約を解約し、新たに他のガス小売事業者又は一般ガス導管事業者からガスの供給を受ける場合には、あらかじめ解約希望日（定例検針日といたします。）を定めて、その15日前までに当社に通知していただきます。
- (5) その他のこの選択約款に基づくガス需給契約の解約については、一般ガス供給約款に準じます。
- (6) 2 (1) (2) に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とします。）までさかのぼって精算させていただく場合があります。この場合の精算する金額は、一般ガス供給約款に定める料金とすでに料金として支払義務が発生し、請求事業者に債権譲渡された金額との差額とさせていただきます。なお、精算する金額は、当社からお客さまに対して請求いたします。

9. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を準用いたします。

付則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和3年4月1日から実施いたします。

(別表)

1. 厨房機器として適用対象とするもの

第1群	コンロ・レンジ類	コンロ、台付コンロ、中華レンジ、スープレンジなど
第2群	炊飯器・ゆで麺器類、フライヤー類	炊飯器、ゆで麺器、そば釜、フライヤーなど
第3群	湯沸器類、ボイラー類	小型・中型・大型湯沸器、貯湯式湯沸器、蒸気ボイラー、温水ボイラーなど
第4群	オーブン類、焼物器類、その他加熱調理機器類、食器洗浄機類	オーブン、スチームコンベクションオーブン、ベーカリーオーブン、焼物器、餃子焼器、湯煎器、ホットプレート、グリドル、サラマnder、回転釜、ティルティングパン、ブレイジングパン、スープケトル、食器消毒保管庫、消毒槽、洗浄機など

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、別表3に定める基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、別表3に定める調整単位料金に、使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (4) 調整単位料金の適用基準は、一般ガス供給約款に準じます。

3. 料金表(消費税等相当額を含みます)

- (1) 基本料金

1か月につき	3,025.00円
--------	-----------

- (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	152.69円
------------	---------

- (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。